

災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
補助対象	○	○
国庫補助率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例：ブロワの更新を含めた機材交換) (※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例：ブロワの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)</p>	<p>循環型社会形成推進'交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)</p>
要綱等	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)</p>	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3(3)</p>
※備考	<p>・令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②) ・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>	<p>・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>

出典：災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版

(令和3年4月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室)